

特定建設作業届指導一覧表(騒音・振動)

特定建設作業		騒音規制法	振動規制法	対象となる工法の例
くい打機等を使用する作業	くい打機(もんけんを除く)	アースオーガーと併用する作業を除く	圧入式を除く	【対象】 ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、バイブロハンマ等 【対象外】 アースドリル工法
	くい抜機	全て	油圧式を除く	
	くい打くい抜機(圧入式を除く)	アースオーガーと併用する作業を除く	全て	
びょう打機を使用する作業		全て		【対象】 リベッティングハンマ 【対象外】 インパクトレンチ
さく岩機を使用する作業		※1		【対象】 油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)、ハンドブレーカー、ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ストーバ、クローラドリル等 【対象外】 ニブラー、コンクリートカッタ
空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)		原動機(電動機以外)定格出力15kw以上		【対象】 エンジン駆動型 【対象外】 タービン駆動方式、電動駆動方式
コンクリートプラントを設けて行う作業(モルタル製造のための作業を除く)		混練機の混練容量0.45m ³ 以上		【対象】 コンクリートプラント、アスファルトプラント 【対象外】 モルタル製造用コンクリートプラント、ミキサー車
アスファルトプラントを設けて行う作業		混練機の混練重量200kg以上		
バックホウを使用する作業 ※2		原動機定格出力が80kw以上		
トラクターショベルを使用する作業 ※2		原動機定格出力が70kw以上		
ブルドーザーを使用する作業 ※2		原動機定格出力が40kw以上		
鋼球を使用して建設物等を破壊する作業			全て	
舗装版破碎機を使用する作業			※1	舗装版破碎機とは、ハンマを落下させることによって生ずる衝撃力を用いて舗装版を破壊する機械をいう。
ブレーカーを使用する作業			手持式を除く※1	【対象】 油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー) 【対象外】 ハンドブレーカー、電動ピック等

備考:1 作業を開始した日に終わるものは除く。

2 ※1は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

3 ※2は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。